



発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町 4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76

電話&FAX 022-356-7092 (須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

《郵便振替口座》02220-3-49486

会費●3000円 賛同会費●1000円/年

2-127号 (通巻 306号) 2023. 11. 20.

## 「ストップ！女川原発再稼働」意見広告(紙面デモ)運動が大成功！

### この勢いで、5月再稼働阻止のためにこれまでにない闘いを！



10月1日、河北新報紙上で、2500を超える名前をバックにした「止めよう！女川原発再稼働」と力強く大書された赤い字を多くの方が目にしたことと思う。6月20日のキックオフ集会以降進めてきた意見

広告＝紙面デモ運動が、この日ついに結実した。

以下、『「ストップ！女川原発再稼働」意見広告の会』の報告アピールから抜粋する。

ーわたしたちが取組んで参りました「ストップ！女川原発再稼働」意見広告運動(紙面デモ)は、2023年10月1日の『河北新報』への全面広告掲載として結実いたしました。全国から個人

2,285名、団体277ものご賛同をいただき、目標額の400万円をはるかに超え、総計7,047,259円に達しました(10月1日現在)。

「意見広告」の紙面では、女川原発が、「3.11」の被災原発であるばかりでなく、何度か基準地震動を超える揺れに襲われてきたこと、さまざまなトラブルに見舞われていること、そして仮に再稼働されれば東日本の被災地において「3.11」後最初の、かつ福島原発と同型(BWR)という点でも「3.11」後初めてであること等を訴えました。

その上で、女川原発が立地している場所が、かつて「鳴浜」(ならはま)という Singing Sand ないし Musical Sand と呼ばれた詩情豊かで素晴らしい浜だったことを伝え、かなうものなら廃炉により、他にはない静謐で美しい浜を再現したいという想いを込めました。紙面イラストの二人の幼童の心にきざすものは何かをご想像いただけたら、と思います。

東北電力は掲載日の3日前の9月28日、唐突に再稼働時期を2024年5月頃に延期すると発表しました。わたしたちの最終ゴールは、いうま

みやぎ脱原発・風の会 公開学習会 vol.19

## ー女川原発再稼働を阻む硫化水素問題 その2 決定版！ー

東北電力には難問？ 「700」と「434×2」の大小！

### 虚偽説明と詭弁頼みの『有毒ガス防護』！

講師：仙台原子力問題研究グループ 石川徳春さん

日時：12月9日(土) 18時～20時

資料代：500円

会場：仙台市市民活動サポートセンター6階セミナーホール(青葉区一番町4-1-3)

主催：みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉090-8819-9920 メール [hag07314@nifty.ne.jp](mailto:hag07314@nifty.ne.jp) (館脇)

でもなく延期ではなく中止＝廃炉です。今回の「意見広告」は、一つの通過点にすぎません。みなさまとともに最終ゴールに向かって突き進んで参りますー（意見広告運動のサイトは <https://stop-onagawa-nuke.jp>）

前号「鳴り砂」では、8.11 スパート集会、およびクラウドファンディングでの目標達成（167万円）まで報告したが、9月に入ってもさらに賛同は途切れることなく、最終的に700万円の大台を超えた。さらに掲載後も賛同が続いており、この意見広告がいかにインパクトをもって受け止められたのかが示されている。

今回の意見広告の意義は、なによりも広範な再稼働反対の声を目に見える形で示したことだ。村井宮城県知事は地元合意にあたり「県民の総意」とうそぶいたが、多くの県民があくまで再稼働に異議ありという思いがありつつ、なかなか集会やデモへの参加が難しいという方も少なからずいた。今回の企画はそうした方にも参加できる「紙面デモ」としてアピールできたことにある。さらに、紙面だけでは分らないが、東北はもちろん、北は北海道、南は沖縄まで、文字通り全国から女川原発反対への思いを寄せて頂いたことも大きい。先の報告アピールにもあったように、女川原発はひとり宮城だけの問題ではなく全国的な問題として訴えてきたが、それが予想以上に届いた形となった。これはクラウドファンディングの力は勿論だが、加えて全国の運動のネットワークによるものであり、ご協力頂いた皆様に感謝したい。

そして、この紙面を見た方からも大きな反響もあった。一例としては河北新報の「声」欄の石巻の方の投稿だ。「『止めよう！女川原発再稼働』。10月1日の本紙に掲載された意見広告に目が留まりました。私はいつも心の中でこんな思いを抱いていたからです。…諸事情はあるでしょうが、もう一度原点に立ち返って、皆で知恵を絞ってみてはいかがでしょうか…。」他にも電話などで「よく掲載してくれた」などの感想も多数寄せられ、さらには「これから入金するので方法を教えてくれ」という方もいた。やはり地元紙の1面カラー広告は多くの方の目に留まる有効なアピールとなった。今回の成功を、実際に再稼働を止めるための力として実現することが私たちには問われている。

## ●火災防護対策の問題性

### ー10.11 東北電力交渉をうけて

9月28日、突如東北電力樋口社長が記者会見で女川原発再稼働の3ヶ月延長の発表を行った。その理由は、追加で実施している「電線管の火災

防護対策工事」の為だとしている。前号『鳴り砂』で報告したように、この工事は7月末に社長が発表したものだが、その詳細についてはほとんど資料が出されていないことに私たちは訝り、「このまま何の説明もなく進めさせることはできない」と、9月11日に「女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション」と「原発問題住民運動宮城県連絡センター」の連名で東北電力に公開質問状を出した。ところが、その回答を1ヶ月もたった10月11日に指定してきたのだが、その理由が上記の「3ヶ月延長」の検討の時間の為だったわけだ。

ともあれ、10月11日の東北電力の回答のポイントは以下の通り（抜粋しています）。

Q1 現状は規制基準「不適合」だと思われるが、貴社はどのように評価しているか？

A1 今後この火災防護対策工事が新規規制基準に適合していることを、当社の使用前事業者検査、国の使用前確認で確認されることになる。

Q2 規制基準の理解・解釈において、規制庁との間で食い違いは？

A2 女川2号機における電線管の火災防護対策については、これまで電線管は金属材料で覆われており、火災が発生しても、内部のケーブルは直接火の影響は受けない、電線管内のケーブルは難燃ケーブルを使用しており、ケーブルが発火しても自己消火する、同じ部屋のポンプや電源盤から火災が発生しても、感知、消火設備により、火災感知及び消火が可能である、この様な考えから、電線管を耐火材でラッピングする工事などは行っていなかった。以上から、これまでの新規規制基準適合性審査会合における理解・解釈について、当社として相違はなかったものと認識。一方、他電力の原発において原子力規制委員会から電線管の火災防護対策に関する指摘があり、昨年10月に女川2号機においても水平展開の必要性を確認し、同年12月に追加で電線管の火災防護対策工事を実施することを決定した。

Q3 追加工事の日程表は？

A3 電線管の耐火材ラッピングは8月から、耐震強化を踏まえたサポート部材の設置工事は9月から実施している。

Q5 工事箇所と長さは？

A5 工事箇所は主に原子炉建屋。追加工事の対象となる電線管の長さ、総延長は、約300メートル、耐火材ラッピングを行う工事箇所は、42箇所。また、耐火材ラッピングを行う電線管の本数は52本、耐震補強を行うサポート部材の設置箇所は約150箇所。

Q9 圧力抑制室の溶接で耐震補強工事は？

A9 圧力抑制室の耐震補強工事は、補強工事が

ほぼ終了し、今後、圧力抑制室内の水張り作業を予定。また、当社の使用前事業者検査として構造検査を行っている。

【確認事項への回答】・国の使用前確認（チーム検査）はいつから？ →2022年7月から実施。・使用前事業者検査はいつから？ →2022年5月から実施。

これに対し、翌10月12日、宮城県議会選挙公示日の前日という慌ただしい中、東北電力回答の問題性について記者会見で指摘した。そのポイントは以下の通り（追加の指摘は文責筆者）。

① 東京電力が規制基準「不適合」を認めているのに、東北電力が「不適合」を認めることを避けているのは、県民の納得を得られない。  
→東北電力は、東電が「使用前事業者検査」を行った後だから「基準不適合」で、自分たちは「使用前事業者検査前」だから「不適合ではない」としているが、実際に工事が行われていなかったことは同じであり、問題を矮小化している。

② 電線ケーブル（電線管）の安全対策の問題を通じて、原発の安全対策が有名無実になりつつあることが浮かび上がっている。  
→重要な火災対策であるにもかかわらず、規制委員会は直接東北電力には「指導」せず、ある意味東北電力が「自主的」に対策をとる形になっている。対策工事に3ヶ月延長するとはいえ、これでは十分な規制とはいえないのではないか。

③ 女川原発の「安全性検討会」（仮称）の設置が重要であることを、改めて訴える。  
→岸田政権の「原発回帰」政策の流れのなかで、今回のように原子力規制委員会の審査に疑問と不安が強まっているなか、実際に被害にあうかもしれない当該県において、少なくとも再稼働前に再

度専門家による安全性の再検討が必要であることが改めて明らかになった。東北電力は2022年5月から使用前事業者検査を行い、その後追いで国の使用前確認が2022年7月から行われているとしているが、その中身については全く明らかではない。少なくとも、設工認で変更があった重要な工事については、第三者の目が必要ではないか。

意見広告に示されたように、多くの県民・国民は女川原発の再稼働に大きな不安と疑問を持っている。東北電力はそれに真摯に応える必要がある。

10月2日に控訴審が開始された女川原発再稼働差し止め訴訟と両輪で、この冬から来春にかけて、私たちは来年5月再稼働阻止に向け、これまでにないうねりを作りだして行かなければならない。紙面デモから地上デモに！ 3月23日3000人集会の実現へ、ともに闘おう！

（事務局 舘脇）



## 女川原発再稼働差し止め訴訟控訴審第1回口頭弁論報告

＜実効性判断を回避した一審判決の取消と誤りを指摘し、仙台高裁に控訴！＞

「放射性物質が異常に放出する事故が発生する具体的危険性についての主張立証がないので、原告の請求を棄却する」「避難計画の実効性が欠いていることをもって直ちに人格権侵害の具体的危険性を認めることはできない」「避難計画の実効性に関する個別の争点について判断するまでもなく、運転差し止めを認めることはできない」と、実効性審議に全く踏み込まず仙台地裁が出した「門

前払い」の一審不当判決の取消しを求めて、6月5日、女川原発の再稼働差し止めを求める原告らは、仙台高裁に控訴しました。

「大事故が発生することを否定できないから、第5層（避難計画）があること」「一審判決は、第5層の否定であること」「原告側が大事故の発生の危険性を主張立証しない限り、避難計画の不備を判断する必要がないというのは、誤りであること」「事故が起こることの主張立証は、地震、津波を予想して立証せよということと同じで、不可能であること」「福一事故以降、深層防護の原

則を徹底することを定められたこと」「第5層の否定は、国際基準の否定であること」「深層防護第1層から5層のいずれかが欠けていることを証明できれば充分であり、大事故の発生の危険性の主張立証は不要であること」等を控訴の理由としています。

更に、原子力規制委員会前委員長の「いくら対策を立てても事故は起こる」という国会答弁、東北電力が退域時検査場所に宮城県からの派遣要請を受入れ600名の社員を派遣すること、2021年3月18日の水戸地裁判決などの判例等を示し、「事故が起こることを否定出来ないこと」が公知の事実であることを主張しました。

控訴理由に対し、9月1日に被控訴人（東北電力）から出された反論は、「原判決は正当であり、控訴人の主張は失当。控訴棄却を！」の一点張りで、控訴人らの「深層防護の解釈は曲解だ」とか、「水戸地裁判決は、観念的、抽象的に請求を容認したものだ」と、実効性審議をかわし、一審同様の門前払いを求めるものでした。

控訴人らは、被控訴人らの主張は、福島第一原発事故の教訓の否定であり、原発事故の本質（危険性）の否定、規制委前委員長の答弁の否定、深層防護の正しい理解の否定であり、第5層の防護自体の事実上の否定、原子力基本法第2条2項、3項違反であり、公知の事実の否定であるとともに安全神話の復活だと再反論しました。

### ＜水戸地裁の判断枠組みを本訴訟でも採用すべきと意見陳述＞

第1回控訴審口頭弁論期日が10月2日、仙台高裁で開かれ、控訴人代表と控訴人代理人が意見陳述を行いました。

控訴人代表は、「女川原発で事故が起きれば取り返しのつかない事態になること」「原発の本質（危険性）について一審判決は全く考慮していないこと」「原子力基本法第2条第3項（大事故発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない）に違反していること」「この避難計画では、交通渋滞を招くこと」「被控訴人が避難計画の実効性の議論から逃げていること」を指摘、仙台高等裁判所が「人権の砦」としての役割を十分に自覚し、避難計画の実効性について判断すべきであると陳述しました。

次に、「5層の深層防護の徹底」と「具体的危険」と題した代理人弁護士による意見陳述では、水戸地裁判決の「深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはできず、

周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるというべきである。」という判断枠組みを本訴訟でも採用すべきと述べ、その理由として、①現行原子力法規制が「5層の深層防護の徹底」を求めていること、②「5層の深層防護の徹底」は「福島原発事故の教訓」に基づくこと、③「5層の深層防護の徹底」がない原発は「安全と評価できない」ことを挙げて、具体的に陳述しました。

### ＜高裁は避難計画の実効性判断に踏み込むことを表明＞

口頭弁論後に持たれた進行協議で裁判所は、「福島原発事故後、IAEAの深層防護の徹底を求められ、第5層が明らかに欠けているなら、1～4層に関係なく、一定地域の住人への人格権侵害が認められる余地がある。」「本件避難計画については、原子力防災会議で具体的合理的と確認了承されていることも踏まえ、裁判所の審理対象は、避難計画の実効性審査につき、原子力災害対策指針に照らして、看過しがたい過誤があるかを判断することとなる。このような判断枠組みは、水戸地裁判決と同じである。」「控訴人が、本件避難計画がどのような点で、原子力防災会議での確認了承が具体性合理性を欠くのか、各控訴人がどの辺りに居住しているのか（PAZなのか、UPZなのか）等を主張立証すること。」という考えを示し、避難計画の実効性判断に踏み込むことを表明しました。

### ＜裁判は、新しい局面に！石巻で報告集会＞

11月11日、一審判決の誤りを明らかにし、控訴審で再稼働差止をもぎ取っていくために、原告団は、石巻市防災センターで裁判報告集会を開催しました。

原伸雄原告団団長は、「高裁の裁判長が避難計画の実効性について審議すると表明し、この裁判は新しい局面を迎えている。私たちが求めていたところまでこぎ着けられたのは、これまでのがんばりが無駄ではなかったことだ。岸田政権の原発帰還政策と対峙した状況で、意義は非常に大きい。再稼働を許さないという世論を高めていきたい」と、勝利に向けて闘う決意の挨拶を行ないました。

### ＜一審判決のおかしさ＞

小野寺弁護士からは、仙台地裁の一審判決と控訴審に至る経過の報告と解説がありました。「一審判決のおかしさに」ついて、小野寺団長は、住民に「いつどんなきっかけで大事故が発生するのか主張・立証」を求めることは非常識だとし、客

船と救命ボートの関係に例え、「法律では救命ボート（避難計画）を用意していない客船の航行が禁止されている。船長が乗客に『いつ救命ボートを使う海難事故が起きるか立証せよ』と言って、『立証しなければ欠陥のある救命ボートを修理しないよ』と言っていることと同じだ」と話され、いつ、どのような過酷事故が女川原発で発生するかなど誰にも分からないからこそ、稼働させるのであれば万全な避難計画が必要なのだ、と解説しました。

裁判所が避難計画の実効性審査に踏み込むことについては、「我々が一番言いたいところに焦点を当ててくれた。判決に等しい見解が示されたので驚いている。」と語り、10月2日の控訴審第1回期日で控訴人と代理人弁護士による意見陳述が裁判所の問題意識と一致したことが大きい、と解説しました。

参加者からの「勝利に近づいたのでは？」という問いに、「希望が出てきた。出発点に立った気持ちで全力を発揮していきたい」と、今後の取り組みについて語りました。

甫守一樹弁護士からは、「5層の深層防護の徹底」と「具体的危険」について、控訴審第1回期日での意見陳述した内容を解説して頂きました。（前述した代理人弁護士陳述を参照してください。）

### <参加者から、勝利に向けた激励の声>

福一事故後の民事訴訟や原発関連の判決評釈などを手掛けている神戸秀彦関西学院大学司法研究科教授が集会に参加され、「仙台高裁の考え方をみると（勝訴が）行けるのではないかと感じている。原告の方々が避難計画の問題を取り上げてくれたお陰だ。福一事故前までは勝利判決は2つ程度だった。事故後の訴訟では勝利判決が続いている。原告主張を認める判決を待ち望みたい。」と、激励と感想が述べられました。

原発問題住民運動宮城県連絡センターの中嶋廉さんは、東北電力への申し入れ行動について報告があり、電線管の火災防護対策工事ははじめ安全対策工事が規格通り実施されていないことなど基

準違反で、東北電力には原発を運転する資格がないと指摘し、原発の使用前検査を事業者の自主点検で済ますなど、制度が改悪されていることなどをしっかり捉え、チェックをしながら、再稼働をさせない取り組みを積み上げていこうと呼びかけました。

女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクションの多々良哲さんは、今日の集会で改めて裁判の意義を確認でき、情報公開請求などの取り組みでやっと裁判所の考えを引き出し、実効性を問うところまで来た。意見広告運動やこの裁判を通して県民世論を喚起して、再稼働を止めていこうと話されました。

最後に、今回で女川町議を勇退した阿部美紀子さんから挨拶を頂きました。阿部さんは、「避難計画を作らなければならないということ自体、原発は危険なものであること。宮城交通の運転手さんたちが、東日本大震災当時、事務所に駆けつけようと思っても、道路が寸断され渋滞したりして行けなかった。原発事故が起きた後にバスを確保することなど難しい。原発が『地球温暖化対策の優等生』だと言われているが、原発から出る温排水は、海水温より7℃も高い。優等生などでは決してない。再稼働はもちろん、すべての原発廃炉していきたい」と述べました。

裁判で勝利判決をもぎ取り、再稼働を止めるために全力で闘うことを全体で確認しました。第2回口頭弁論期日は、2024年1月31日14時から、仙台高等裁判所101号法廷。次回での結審を求めていくことにしています。裁判への注目とご支援をよろしくお願い致します。

（女川原発再稼働差止訴訟原告団  
事務局長 日野正美）



## 大崎から～あの裁判長ではやっぱりなあ～

大崎市 芳川良一

大崎では、福島第一原発事故由来の放射性物質汚染廃棄物に関し、住民訴訟の判決言渡し、汚染廃棄物の県外焼却、それについての県と市への情報開示請求、放射能を燃やし続けた西部クリーン

センターの解体工事、それらを理論的に把握しようと試みた学習会開催など、事故後12年経ても、まだまだ生々しい出来事が続いています。我われは、これらに取り組むことによって、目に見えに

くくとも地道に反原発に取り組んでいます。

今回は、それらの中から、住民訴訟の判決と、大崎市民集会 part2 と名打った学習会について、報告いたします。

## ○大崎住民訴訟 敗訴 仙台高裁に控訴

10月4日仙台地裁にて判決言渡しがありました。裁判所は傍聴券抽選を準備していましたが、くじ引きには至らなかったものの、いつのまにか傍聴人は50人ほどに膨れ上がっていました。101法廷には、原告側席、被告側席、傍聴人を合わせると、70人ほどが入ったこととなります。

裁判長は、先行した女川原発再稼働差止め判決に不誠実な判決を出した、同じ斎藤充洋裁判長です。読み上げられた判決文は、「主文…原告らの請求をいずれも棄却する」。

悪い予感が当たりました。女川原発再稼働差止め訴訟では、入口だけで避難計画の実効性に踏み込むことのなかった判決が非常に不評でした。大崎住民訴訟では同じ手は使えなかったせいか、原告・被告の主張をやや詳しく並べ立てたあとに、裁判所の判断を示しました。しかしその判断たるや、なんとも形式的文言解釈で、国やICRPの権威を絶対とし、また行政に阿る内容の、呆れ果てたといしか言いようのないものでした。独立かつ公正な機関としての裁判所など微塵も感じられないもので、その行政への忖度ぶりに、「あの裁判長ではやっぱりなァー」と妙に納得してしまいました。

判決文全文(75頁)を読み通しましたが、判決を下した裁判長は、実にかしい優等生、しかし想像力というカリテラシーに欠けた人種なんだ、と強く感じました。極端に言えば、字面だけでひとのところが読めない、単なる法律解釈人(法律解釈人ならあってはいけない事実誤認もあるので、それにも該当しないかもしれませんが)なのだろうと思っています。

ここで、大崎住民訴訟では何が争われ、裁判所はどういう判断をしたか、について、簡単に表にして説明しておきたいと思います。

まず訴訟ですが、(実際はちょっと複雑なのですが簡単に言うと)福島第一原発事故により発生した農林業系放射性汚染廃棄物の試験焼却に関し大崎広域行政事務組合が公金を支出したことを違法として、組合に、その管理者(大崎市長)に対し損害賠償を請求するように求めたものです。それについて原告住民らの請求は棄却されました。

以下、この裁判で何が争われたかを表にしてみます。

覚書・申し合わせは、制定経緯から言って公害防止協定と解すべきものですが、残念なことに裁判所の判断は形式的、機械的文言解釈に終わっているのです。

10月16日に115人の控訴人で仙台高裁に控訴をしました。高裁では公平で、真摯な審議が

争点の根拠		裁判所の判断
覚書違反 (最終処分場 水利組合)	重金属を持込まない 疑義に対し協議の上対応	セシウム(Cs)は重金属に当たらない 説明会や協議会を実施している
申し合わせ違反 (西部クリーンセンター 行政区)	機能・設備等変更する場合地元住民に十分説明し合意を得る 住民の不安・疑問に対し直ちに改善に努める	Csを燃やすことは機能・設備等の変更に当たらない 努力義務を定めたもの
人格権侵害(平穏生活権侵害)	【内部被ばくの主張・立証】 リネン吸着法 空間線量の解析(焼却による空間線量の挙動) 尿検査 排ガス測定で煤塵を検出	【原告の主張を退ける】 特措法の規定(8,000Bq/kg以下は一般廃棄物として処理)に従っている 環境省はバグフィルターで99.9%捕捉すると言っている 環境省は1mSv/kg以下では健康被害は生じないと言っている 原告実施の排ガス測定でCsは検出されてない

なされることを期待してやみません。わたくしも控訴人の一人です。

今後の注目、ご支援をよろしく申し上げます。

## ○10.7 大崎市民集会 part2 ー放射性汚染 廃棄物焼却問題と地域主権主義ー開催

今回の集会は、判決直後(三日後)だっただけに、判決の内容をどう織り込んだらいいか、に気を遣いました。逆に、判決の結果如何にかかわらず判決への想いが冷めないうちにともかく開催しよう、という意図があったのも事実です。判決は上述のように原告側の敗訴でした。裁判所の判断は、弁護団の言う通り、きわめて「形式的」な文言解釈によるもので、「不当判決」と言えるものでした。開会の挨拶で若井会長(原告団副団長)が報告し、続いて阿部原告団長が控訴する旨の決意を表明し、引き続きの支援を呼びかけたことにより、判決について皆さんに直接伝えられたと思います。これをとらえただけでも、今回の集会は意義があったと言えます。

さて、part2 は、会場参加者が 50 人ほど、Zoom 参加者が 15 人ほどでした。まず大崎の汚染状況を確認するという意味で、会員の佐藤隆氏から、空間線量・土壌測定の結果を行いました。焼却が始まってから土壌の汚染が進んでいる地点が増えているという事実が示されました。つぎに、副会長で徳島大学名誉教授の中嶋信氏から「地域づくりと『地域主権主義』」というテーマで、住民自治の考え方、或いはヨーロッパの municipalism という新しいムーブメントについてのレクチャーがありました(参考本 岸本聡子『地域主権という希望』)。そしていよいよ嶋原敦子さん(東北大学大学院農業研究科)の講演へと進んだわけです。嶋原さんの講演内容を記しておきましょう。

「放射性物質汚染廃棄物処理の現状から  
〈地域主権〉を考える」

1. 大崎住民訴訟不当判決について
2. 福島原発事故後処理の全体像
3. 大崎市での汚染廃「県外処理」の動き
4. まとめ

嶋原さんはわれわれの関心事をしっかりと把握して、講演資料を準備されました。ことに住民訴訟は、4 日に下された判決(判決文 75 頁)を解説し、翌 5 日の夕方にはパワーポイントに仕上げて送ってくれたのです。「県外処理」については、他県での事例も丁寧に調べ上げて、紹介してくれました。嶋原さんの誠意・熱意に頭が下がる思いです。

嶋原さんの講演のあとは、意見交換の場としました。ここは焼却反対県民連絡会・大崎住民訴訟を支援する会の共同代表多々良氏にコーディネーターとまとめ(総括)をお願いしました。壇上に、中嶋先生と嶋原さん、ちょっと離れて多々良氏に座ってもらい、参加者の質問を受け、或いは参加者の意見にコメントしてもらうというかたちをとったわけです。時間もここにできるだけ多く配分したつもりですが、それでも短かった気がします。

以上のような流れでしたが、この度の集会は大変得るところが多かったと思っております。住民の参加型、講師の方々との対話(討論)方式は、われわれ連絡会にとって成功事例を伴った新しいモデルになるものと確信しました。

ここまでは主催者としての視点で書いてきましたが、最後に嶋原さんの講演についての感想を少し述べて終わりにしたいと思います。

嶋原さんの講演の核心は、というよりわたくしが共感しつつ、更に学ばされるところは、環境法体系です。環境法体系の未整備、矛盾を抱えたまま放置されている現状のとらえ方です。これはなにも関係省庁の怠惰、怠慢の問題ではなく、為政者が意図的に仕組んでいると示唆してくれます。放射性物質の除外規定が削除されないままの「海洋汚染等防止法」「土壌汚染対策法」「廃棄物処理法」は、何なんだ!? そうなんです、それが整備されたら、汚染水の海洋放出も、除染土の再生利用も、汚染廃棄物の混焼もできなくなるからです。これほど明快な解釈はありません。我われの廃棄物問題取り組みの方向性のひとつとして、環境法体系の矛盾を衝き、法体系整備を追求していくことにあることを、理論づけてくれます。

県外処理については、所謂廃棄物の広域移動(広域処理)にあたるわけですが、原発事故直後に千葉県松戸市の焼却灰を秋田県の小坂町にある民間最終処分場に持ち込んだ事例の紹介は、おおいに参考になりました。小坂町にとって事業者はガリバー企業です。町はいろんなかたちで事業者に依存している関係にあります。結果として被害を被るのは住民となるわけです。大崎市の県外処理も、小坂町とは言わないまでも、類似の形態をとるでしょう。搬出元の大崎市にも、どこか知らないが受け入れ先の自治体にも、住民という一番大事な視点が抜け落ちています。その結果、いままで大崎市民は被害者だったわけですが、被害者が一転して受け入れ先自治体住民に対する加害に加担する加害者になってしまいます。

今回の part2 を終えて、part3 があってもいいのかな、と密かに想っているところです。

(2023.10.31 記)

【その後の報告】 仙台高裁での原発避難者住宅追い出しを許さない闘い

## ～原発事故避難者の生存権・居住権を守るため、粘り強く～

福島県による区域外避難者（都内在住の2名）住宅追い出し裁判は、1審の福島地裁で、国家公務員住宅からの退去と2017年以降の損害賠償金（家賃相当分）の支払いを命じました。2審は7月10日に仙台高裁第3民事部でスタートしましたが、開始30分で即日終結し、「9月27日判決」という全く不当な訴訟指揮でした。

私たちは、抗議と弁論再開を求める仙台高裁への抗議・要請ハガキ、「弁論再開を求める団体署名」、緊急オンライン署名、仙台講演集会（前号で詳報）に取り組み、泣き寝入りしない行動に出ました。団体署名は27団体から賛同を得、オンライン署名では賛同者16,706人（閲覧回数60,873回）の声を上げることができました。そして、判決通告日前の9月20日には、仙台高裁に直接オンライン署名などを届け、弁論再開を訴えました。国連人権理事会では、この裁判が「権利の侵害」として注目されている中、「（裁判官が）知らなかったとは言わせない」よう、高裁前でのピラ撒きも実施しました。改めて、みやぎ脱原発・風の会をはじめ仙台市民の皆さんのご尽力に感謝申し上げます。

弁護団は抗議声明を発し、弁論再開を求める申立てを2度行いましたが、梨の礫です。しかし仙台高裁への要請行動を気にかけてなのでしょう、高裁はようやく21日に、弁護団に電話で「弁論再開申し立てが出されたが、合議の結果、職権発動はしない旨確認し、予定通り9月27日に判決を行う」と返事してきました。そこで、9月26日には弁護士が仙台高裁に出向いて、3名の裁判官（瀬戸口壮夫裁判長、綱島公彦、北川瞬）の忌避申し立て書を提出。受理され、以降の進行はストップし、結果「9月27日判決」は飛ばされることになりました。

忌避事件は、仙台高裁第1民事部（石栗正子裁判長）で審理されていましたが、10月13日に「却下」の決定がなされました。弁護団は直ちに最高裁への特別上告申立書を提出、10月18日付で受理され、14日以内に理由書を提出（民事訴訟規則210条）する段取りです。福島地裁の裁判官忌避申し立てと同様、却下の理由は「裁判官と事件との関係など当該事件の手続外の要因により、偏り、不公平な判断がなされる懸念がある場合は受け入れられるが、今回はそうではないから」という内容（例えば、裁判官と当事者が親戚

関係だとか）でした。「忌避制度は裁判の公正及び信頼を確保することを目的とする制度」とされながら、訴訟指揮に対する不服は忌避事由に該当しないといった考えで、これではいくら乱暴・強引な訴訟、一方の当事者に肩を持った姿勢の裁判官に当たっても異議申し立てが通じないという、ひどい「制度」です。ただ、強引な進行に抵抗して少しでも判決を遅らせる、訴訟指揮に市民からの不満が出ている裁判官であるとの評判を広める、という意味での効果はあると思います。

民事訴訟法上、特別抗告には執行停止の効力が規定されていないため、忌避申し立てが却下された今、第3民事部・瀬戸口壮夫裁判長が新たな判決日を指定してきます。公正な判決を求め、原発事故避難者の生存権・居住権を守るため、粘り強く闘っていくつもりです。

2名の避難当事者は特段の経済支援もなかった区域外避難者で、経済的・精神的事由から困窮生活を強いられています。「もし原発事故さえなかったら、遠方へ避難はしていなかった」人たちです。しかし、このままだと、2017年3月の住宅無償提供打ち切りは違法とは言えず、行政の裁量権の範囲とされ、打ち切りとその後の行政の対応にも手続き上の瑕疵はなかったとされ、避難者の住宅問題としては不問にされます。自然災害を対象とした災害救助法ではフォローできない法の欠缺状態の現実すらスルーされ、原発事故に特化した救済法・制度の策定は、遠のくばかりでしょう。住宅問題を通して、福島原発事故を終わったことにさせないこの闘いに、引き続きご理解ご協力をよろしく願います。

（2023.10.23.記）

（原発避難者住宅追い出しを許さない会・山根）





## ふるさとを返してほしいという心からの叫び

昨日11月8日は、ふるさとを返せ！津島原発訴訟、仙台高裁にて7回目の公判でした。まずは原告Nさんの意見陳述。Nさんは定年後に津島にご夫婦で移住しました。長年の居住者ではなく、自分たちで選んで移り住み、自然や人との関わりを楽しんで暮らしていたところに、福島原発事故が起きてしまったのです。裁判に参加しないかと誘われた時には、「よそ者」なのがいいのか、と悩んだそうです。しかし、参加して改めて思うのは、この裁判がお金ではなく、ふるさとを返してほしいという心からの叫びだ、と話していました。報告集会でも、意見陳述で言い足りなかったことを縷々述べておられて、津島への思いの強さを感じました。

次に、菊間弁護士からの昨年の6・17最高裁判決への批判。昨年の判決以来、様々な原発事故裁判でこの判決への批判が必ず出ています。今回は、学術的な観点からみても、この判決が不当であるという意見でした。4人の学者から出された問題点を指摘しています。中身を詳しく書けませんが、それらの論者は、原発事故被害者が頼んで作成してもらったものではないにも関わらず、第三者的に学者たちが判断したものとして、最高裁の多数意見は間違っている、という結論でした。

白井弁護士からは、国がやらなかったことに対する違法性の主張ではなく、「やったこと」が違法である、という弁論です。「作為の違法」です。1つは、1990年の「30分を超える全交流電源

喪失は考慮しなくてよい」という指針策定。もう1つは、1992年の「過酷事故対策を規制対象からはずす」という決定です。これは津波対策の問題ではありません。日本ではこんなことは起こりえない、という間違った前提に基づくもので、電力会社のコスト節約のためのものです。津波だけではなく様々な原因での長時間の冷却機能喪失を考えていません。アメリカでは、テロ対策の問題もあり、2002年からすべての原発に対策を義務付けています。日本の原子力安全・保安院は、2度もアメリカに調査に行っているのに、生かされませんでした。

私はこのことを聞き、本当にあきれ果てました。これは国の犯罪かと思いました。国の責任はないとは絶対に言わせない、と思います。

さて、裁判長は、私の中で“悪名高い”石栗正子裁判長ですが、来たる2月の定年退職により、他の裁判長に引き継がれます。来年2月5日に次回期日が入っていましたが、変更になりました。なんと、3月11日です。私は福島県の3・11集会に参加するので傍聴できません。津島のみなさんも集会に来られなくなり、大変残念です。裁判長が代わるのは嬉しいのですが、困ったものだと思います。傍聴に行ける方はよろしく願います。14時からです。

何としても勝利して、ふるさとを取り戻してほしいと思います。

(立石美穂)

## 第9回「日韓脱核平和巡礼」仙台オフショナルツアー開催

カトリック正義と平和仙台協議会 木元範子



日本カトリック正義と平和協議会と韓国カトリック司教協議会生態環境委員会共催の「日韓脱核平和巡礼」(初回2015年)は、今回、日本側がホスト国として開催されました。10月13日から17日に福井方面への巡礼で、15の原子力発電所が密集する若狭湾沿岸の視察・現地報告を終えました。韓国側から追加で福島・宮城の視察希望があり、17日から20日まで仙台教区でのオフショナルツアーとして13名の韓国側の参加者をお迎えしました。

この企画は、仙台教区・カトリック正義と平和仙台協議会・仙台教区で働く司祭・市民グループの協力で進めました。みやぎ脱原発・風の会、須田さんには2日間の現地同行をしてもらい、“宮城の脱原発運動の歩み”を説明いただきました。カトリックの取り組みですが快く賛同いただき、全面的に頼らせてもらい本当に助かりました。

仙台オプションは、17日夕方、カトリック元寺小路教会大聖堂でガクタン司教主司式の歓迎ミサから始まりました。ときに、イスラエルのガザ攻撃という衝撃的なニュースが飛び込んできました。イグナシオ神父はミサ説教の前に、平和を求める連帯を呼びかけ、さらに3日間の巡礼を思い、祈りが捧げられました。私も、明日からの巡礼ではしっかりと見て、分かち合い、原発問題とも向き合い、平和について考えを深められるよう祈りました。

18日はイグナシオ神父が担当し、福島方面へ貸し切りバスで向かい、南相馬市原町教会で祈り、双葉町東日本大震災・原子力災害伝承館、震災遺構・浪江町立請戸小学校を見学。双葉駅界隈ではバスを降り、人の住めない町も見ました。右手に福島第一原発からむき出しの鉄塔が見える請戸の海岸も歩きました。ガイド役として同行した地元

の志賀勝明さん（請戸の元漁師）の話に、皆が食い入る様に耳を傾け、質問も止まりません。志賀さんは福島原発建設時から反対運動をしています。当時の漁師は皆賛成派で、一人反対するのは計り知れない孤独感があったことや、今日までの心境も話してくれました。現地に立ち、現在も続いている震災の爪痕など、肌で感じる一日でした。

19日はガクタン司教担当で、石巻・女川方面に出発です。途中から女川在住の阿部美紀子さんが合流し、女川原発PRセンター、小屋取漁港から眺める女川原発見学に同行してもらいました。車中で震災当時の話を聞きながら、車窓から見える景色が当時の状況と重なって見えました。その後、石巻教会を訪問し、カリタスベースへ移動。女川原発再稼働差止訴訟原告団・日野正美さんから裁判経過について話を聞き、ここでも質疑応答は活発でした。ゆっくりと分かち合いの時間が持てなかったのは残念で、次回への課題です。夕方仙台に戻り、毎週開催される原発反対の“脱原発みやぎ金曜デモ”に合流。韓国側の参加で普段以上の熱気もあり、韓国の活動状況を知るきっかけにもなりました。教会内外の方々と一緒に行動し、3日間の充実したオプションを無事に終えられたことに感謝です。

「脱原発みやぎ金曜デモ」500回に寄せて

## 当時その思いを口にするには…

先日10月13日に、私たちの「脱原発みやぎ金曜デモ」は、500回の節目を迎えました。行動の性質上、回を重ねたことが全くめでたくないのですが、それはともかく、多くの皆様に支えられてここまで続けてこられました。これまでもそしてこれからも、有形無形の支援をくださった（くださる）皆様に、そして貴重な週末の時間を割いてご参加くださる皆さんに、心からの御礼を申し上げます。

お仕事その他の都合で行動には加われないけどね、という方々から「まだ続けているんですね」と言われることがあります。筆者西がこの団体の代表を引き受けたときには、「あれだけの大きな被害が出た地震にもかかわらず、すんでのところ破局事故を免れたのだから、いかに“鈍い”宮城県民でも、「とにかく原発を止めて議論しようぜ」となるだろう、2012年（←「金デモ」を始めた年です）中にはこんなデモも終われるし、こんな会は解散することになるさ」と思っていました。

……ええ、私が甘かったのです。日本市民がここまで賢くないとは思いませんでした。電力屋たちが原発の存続をかけて、息がかかった人たちを煽動し（「日本の産業競争力が大幅に低下するぞ」なんてのはその典型）、それに乗ってしまった人々がそれを鵜呑みにして、原発を文字通り“死守”しようとは。実態は、電力屋たちがこれまで突っ込んだカネを「死に金」にしたくないだけだったわけですが、自分らのいのちを賭けさせられてひどい目に遭わされた昭和19～20年の経験すら、たった70年そこらで忘れてしまうという国民性を甘く見ていた、私の眼鏡違いです。

筆者西は、大学進学前に実家で父方の祖母と暮らしたことがあります。田舎の平凡な農婦だった祖母は、長年の働き過ぎが祟ったか認知症気味で、後半生の記憶は徐々に剥がれ落ちつつありました。その祖母が筆者西に繰り返し繰り返し繰り返し語り続けてくれたのは、徴兵された伯父のことでした。よほど悔しかったのでしょう、しかし当時

その思いを口にすることはできませんでした。伯父は郷里に帰ることは叶わず、硫黄島のどこかで永遠の眠りについていました。筆者西も来仙後には祖母には会えませんでした（ばあちゃんごめん）。

飲み屋街のただ中に在る街中の公園で集会をやって、その後にアピール行進するのですから、自分らの意見が言いたくて仕方がない人たちから「不規則発言」を浴びせられることもあります。最近多いのは「流しているのは“汚染水”じゃなくて“処理水”だ」。それ、自分で調べて納得して言ってます？ あんたの言う「科学的」って御用学者の受け売りでしょ？ 亡き祖母の顔や昨日観てきた映画「福田村事件」の冒頭シーンが浮かびます。意見が合わない人をあなた方がこれからも罵倒できるように、そしてこれから何か大ごとがあった時にあなたもアピールできるように、私たちは歩き続けますから、よろしく。お手柔らかに。

「川内」と「玄海」を動かし続ける九州電力が、

条件付きながら日中の時間帯に再エネ由来の電力を「無料 {タダ} で」送電し始めたそうです。うまく行けば、1000回を迎える頃には勝利の快戟を叫べるようになっていくかもしれません。

さて、その日まで、あきらめずに頑張りますか。ばあちゃん、虹の橋の向こうで待っててね。

(西)



【10月19日には「日韓脱核平和巡礼」の方達と共に、仙台の繁華街を賑やかにアピール行進】

## 今、女川では

阿部美紀子

### その24. 止めよう！女川原発再稼働

ストップ！女川原発再稼働の意見広告が、「止めよう！女川原発再稼働」と10月1日の河北新報紙面を飾りました。約3000人の個人、団体の熱い思いを伝える広告です。私の子供たち孫たちも、阿部宗悦孫一同、阿部宗悦ひ孫一同として参加しました。

翌10月2日は、石巻市民16人による、女川原発再稼働の差し止め訴訟第1回控訴審がありました。

一定地域の住人への人格権侵害が認められる余地がある、避難計画の実効性が原子力災害対策指針に照らして看過しがたい過誤があるかを判断することとなる、原子力避難計画がどのような点で具体性合理性を欠くのか、各控訴人がどの辺りに居住しているのか、主張立証すること、裁判所暫定的措置として実効性に踏み込むこと、を示唆するものでした。

女川原発2号機の再稼働は、2024年2月から5月に延期されました。火災防護対策の追加工事終了が予定よりも時間がかかるためです。テロ対策特重施設を含む安全対策工事費も当初の予算価格3800億円から5000億円、7100億円に膨れ上がっています。

ウクライナ、ロシアさらにパレスチナ、イスラエル、各地で戦闘が起きています。原発は格好の攻撃対象となり得るものです。テロ対策といっても、原発の敷地内は鹿の糞だらけです。東北電力の人に指摘したら、敷地内の鹿ですということでしたが、鹿を飼っているんでしょうかね。

10月19日には、日韓脱核平和巡礼の方たちが十数人來られ、原発まで案内しました。汚染水放出に触れ、「減塩だって薄めても同じなのにね」。

議会原発対策特別委員会の美浜原発視察では、原発依存の大きさが報告されました。2年毎に開催される原発立地自治体の交流会においても、財政が苦しいから早く再稼働してくれという依存の大きさを感じます。

私は、原発に依存せず、主要産業である水産業を振興し、自然と調和する、逃げなくてもよい町を目指したいと思います。

ストップ！女川原発2号機再稼働、全ての原発廃炉へ！

(『スペース21』第138号 2023年10月より転載)

## 【インフォメーション】

[詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい]

### 第505回女川原発の再稼働を止める！ 福島原発事故を忘れない！子供を守れ！ 汚染はいらない！ 脱原発みやぎ金曜デモ

日時：11月24日（金）元鍛冶丁公園  
（18時15分集会、18時30分デモ出発）  
主催：みやぎ金曜デモの会（代表 西）  
〈連絡先〉070-5092-1701（西）  
e-mail:miyagi.no.nuke@gmail.com  
ブログ：<http://miyaginonuke.blog.fc2.com/>  
[twitter:@miyagi\\_no\\_nuke](https://twitter.com/miyagi_no_nuke)

### ノーマ原発公害裁判の勝利を目指す宮城集会 記念講演1：樋口英明（元福井地裁裁判長）

「6.17 最高裁判決の誤りと  
下級審裁判官に求められること」

### 記念講演2：長谷川公一（東北大学名誉教授）

「岸田政権の原発政策とその問題点を問う」

日時：11月25日（土）13時30分～  
会場：仙台市戦災復興記念館ホール  
共催：仙台高裁と最高裁で闘う仙台共闘  
原告団・弁護士団  
問合せ：弁護士笹山尚人 03-3355-0611  
ZOOM ミーティング  
<https://us02web.zoom.us/j/86174940260?pwd=QVIZNDFHZVF3TmRVT1pESDh5YzFtUT09>  
ミーティング ID: 861 7494 0260  
パスコード: 750415

### 「第90回甲状腺エコー検査 in せんだい」

日時：11月25日（土）▶26日（日）10時～  
会場：あいコープみやぎ日の出町センター  
検査：寺澤政彦医師（てらさわ小児科／仙台市）  
対象：震災当時18才以下の子ども優先  
（現在11才～31才）。付添い者可。  
定員：先着50名程度 費用：無料  
主催：放射能問題支援対策室いずみ  
TEL 022-796-5272  
E-mail [izumi@tohoku.uccj.jp](mailto:izumi@tohoku.uccj.jp)

### 「原発を止めた裁判長

### そして原発をとめる農家たち」上映会

トーク：近藤恵さん（二本松営農ソーラー代表）  
日時：11月25日（土）13時～  
会場：仙台YWCA会館  
入場料：一般1300円 29歳以下500円  
主催：仙台YWCA  
TEL 022-222-9714

### 「子ども脱被ばく裁判」控訴審 判決期日

「親子裁判(国賠訴訟)」 仙台高裁第1民事部  
12月18日（月）15時～ 101号法廷  
11時45分～元鍛冶丁公園→市内アピール行進  
13時～決起集会  
&16時30分～記者会見・報告集会  
仙台弁護士会館4階

### 福島原発事故避難者山形訴訟控訴審判決期日

2024年1月17日（水）14時30分～  
仙台高裁第1民事部 101号法廷

### 女川原発再稼働差止訴訟控訴審

第2回口頭弁論期日 仙台高裁第3民事部  
2024年1月31日（水）14時～ 101号法廷

### ふるさを返せ！津島原発訴訟控訴審

第8回口頭弁論期日 仙台高裁第1民事部  
2024年3月11日（月）14時～ 101号法廷

#### 【もくじ】

- 意見広告（紙面デモ）運動が大成功！……1
- 女川原発再稼働差止訴訟控訴審  
第1回口頭弁論報告 ……3
- あの裁判長ではやっぱりなあー ……5
- 原発事故避難者の生存権・居住権を  
守るため、粘り強く ……8
- ふるさを返してほしいという  
心からの叫び ……9
- 「日韓脱核平和巡礼」仙台オプショナル  
ツアー開催 ……9
- 当時その思いを口にすることは ……10
- 止めよう！女川原発再稼働 ……11
- インフォメーション ……12

#### 【別冊もくじ】

- 7.12 硫化水素流出事故の情報公開顛末記  
：その2 ……1
- 声なき声を聞き続けた医師の良心から  
時かれた希望 ……3
- 総合的な安全性問題が議論できない  
技術会の限界 ……4
- 女川原発アラカルト ……5
- 脱原発みやぎ金曜デモ ……7
- 粘り強い人が勝つというのがスローガン…7
- 汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き ……8
- きのこと山菜の放射能汚染 ……8